

申請忘れて いませんか？

高齢者・障害者向け 助成制度



養父市では、高齢者の方や障害のある方の福祉の向上を目的に
た複数の助成制度を本年4月に創設しました。
該当されます方は、市役所福祉課にお問い合わせのうえ、忘れず
にご申請ください。

お問い合わせ

市役所福祉課
☎ 6622-3162

市内を走る路線バスを1回150円で利用できます！

『高齢者等優待乗車証交付事業』

制度概要

全但バスが運行する路線バス（コミュニティバスを含む）を利用する際、養父市内を走行する区間の運賃を1回の乗車につき150円で利用できます。

利用対象者

- 養父市に住所を有し、次のいずれかに該当される方
- ① 満70歳以上の方
 - ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ③ 生活保護を受けている方

利用方法

バスを降りる際に、優待乗車証を運転手に提示して、整理券と150円をお支払いください。

注意点

- ① バスを1回降車することに150円をお支払いください。バスを乗り継いだ場合は2回の乗車となり、さらに150円が必要です。
- ② 全但バスが販売している回数券との併用はできません。

住宅用火災警報器の設置費用の一部を助成します！

『住宅用火災警報器設置助成事業』

制度概要

火災から対象者の生命と財産を守ることを目的に、住宅用火災警報器を設置するための費用の一部を助成します。

利用対象者

養父市に住所を有し、現に市内の住宅に住んでいる70歳以上の高齢者のみの市民税非課税世帯の世帯主

※助成金の交付を受けるためには、規格に沿った警報器を設置が義務付けられている場所に適切に設置してください。

助成内容

養父市火災予防条例に規定する住宅の部分（設置場所は養父市消防本部にお問い合わせください）に設置された住宅用火災警報器（原則として煙式）の購入費および取り付け費に対して助成します。

※ただし、平成21年4月1日以降に設置された火災警報器で平成23年3月31日までに申請のあったものに限ります。

なお、助成額には次のとおり上限があります。

- 設置箇所が「1」の場合は 5,500円まで
- 設置箇所が「2以上」の場合は 11,000円まで

申請方法

住宅用火災警報器を取り付けた後、市役所福祉課または各地域局に速やかに申請をしてください。

【提出書類】①交付申請書 ②請求書 ③対象経費の支出の内訳書（納品書等） ④領収書（原本）

市内温泉施設の入浴料等の一部を助成します！

『温泉施設入浴料助成事業』

制度概要

対象者の健康の保持・福祉の向上を図ることを目的に、市内の温泉施設を利用される際の入浴料の一部を助成します。

利用対象者

養父市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ① 満70歳以上の方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

助成内容

市内の4温泉施設の入浴料を1回の利用につき200円助成します。助成後の個人負担額は、いずれの施設においても1回400円となります。

※とがやま温泉のケア浴場は1回の利用につき500円を助成します。

申請方法

温泉施設を利用される際、温泉施設の受け付けにて利用対象者であることが確認できるもの（免許証、健康保険証、身体障害者手帳等）を提示のうえ、申請をしてください。

※市役所での申請手続きは必要ありません。